

けられた個人の医療情報は情報の質および量が向上した医療情報となるため、医学研究等の2次利用の進展にも大きく資すると期待される。しかし、医療情報の2次利用では、個人情報保護の観点から匿名化する⁶ことが前提になっている現状を踏まえると、医療等IDを直接用いる必要性はないと言える。

3-3 他の個人番号と医療等IDの対比

本節では、医療等IDの性質を検討するために、他の公的な個人番号との対比を行う。表1に示されるように、多くの人を対象とし、その個人番号が原則変わらない(相当な理由がある場合のみ変更は可能)ものは、住民票コード、基礎年金番号、共通番号の3種類である。これら3つの番号はすべて、対象者に対する付番の漏れや重複を避けるため、各自治体が有する住民基本台帳に依拠している。そして、個人情報を保護する等の目的から、その番号の利用範囲を限定し、範囲外での利用を法令で禁止している。これらのことを念頭に置くと、医療等IDについても、その利用範囲は限定的であり、かつ範囲外での利用を禁止することは必然と考えられる。

ここで、既存の他の個人番号との違いを明確にするために、各番号の特質について考える(表1参照)。表中に記す公的な個人番号には、その利用範囲として、法令等の規定により本人とサービス提供者および特定の第三者による取得・確認・利用が認められているものと、本人とサービス提供者間で直接的に用いられるものがある。本論文では、前者のような性質をもつ番号を「見える番号」と呼ぶこととする。住民票コードは法令で第三者による番号の取得を禁止していることから「見える番号」ではない。他方、基礎年金

番号は、本人および日本年金機構以外の特定の第三者である雇用主が、日本年金機構に対して被雇用者の基礎年金番号を付して年金保険料の納付を行うため番号を取得する必要があることから、「見える番号」に分類される。そして共通番号も同様に、例えば源泉徴収した所得税の納付書に、雇用主が対象者の共通番号を取得・確認して付すことが規定されていることから、「見える番号」であると整理される。

次に、個人番号が使用される状況を想定し、番号を利用することになる範囲について考える。まず、共通番号は、社会保障・税分野で広く使われることを前提として、今後多くの経済活動等に際して用いられることが想定されることから、結果的に番号を知る可能性のあるものは多数にわたることが予想される。それに対して、住民票コードおよび基礎年金番号は利用業務範囲が限定されており、利用される組織等も居住する自治体や勤務先などに限定されるため、共通番号と比較すると利用範囲は限定されると考えられる。以上をまとめると、共通番号は「広く知られる」番号となり、住民票コードと基礎年金番号は、必ずしも「広く知られる」番号ではないと考えられる。

さて、以上の公的な個人番号の特質を念頭に置いて、医療等IDについて考えてみる。医療等分野での医療等IDは、3-2の検討で明らかにしたように、本人の益に資する利用(1次利用)に用途が限定されるため、代理人以外の第三者が当該個人のIDを取得する例は想定し難い。したがって「見える番号」か、否かという点においては「見える番号」ではないと結論される。同時に、医療等分野での共通番号の利用の是非については、共通番号は特定の第三者による取得・

表1 既存の個人番号と医療等IDの比較

番号種別	利用範囲 (利用機関)	発番に用いた台帳	見える番号 (第三者による 番号取得の可否)	広く知られる
住民票コード	行政サービス (住基法別表に記載される機関)	住民基本台帳	×	×
基礎年金番号	年金業務 (全国健康保険協会)	年金手帳、 後に住基ネットと突合	○	×
共通番号	社会保障・税分野	住民票コード (住基ネット)	○	○
医療等ID(案)	医療・介護分野	新規作成 (共通番号と 健康保険証記号番号)	×	○

確認・利用が可能であるため、実運用上の混乱を避けるためにも、医療等分野での利用には適さないことが理由づけられる。次に、「広く知られる」番号であるか否かについては、我が国の皆保険制度においては、患者は医療機関・薬局に対してフリーアクセスであることから、生涯を通じて鑑みると、結果的に医療等IDを知る可能性のあるサービス提供者は多数になり、「広く知られる」番号とみなすことが妥当と考えられる。

以上のようなことを勘案すると、医療等分野において個人を識別するIDに既存の3つの個人番号を流用することは適切ではないと結論される。

4. 医療等ID導入に伴う個人情報の保護策

番号法では、共通番号が本人、サービス提供者以外の第三者に見える番号になることに加えて、広く知られる番号になるとの判断から、共通番号や情報提供ネットワークシステムで用いるリンクコード等と個人の属性情報を繋いだ情報を特定個人情報と定義し、特定個人情報についてはその保護策を強化している。医療等分野においては、利用範囲は分野内に限定されることが予想されるが、生涯において相当数の機関間で医療等IDを付した個人の医療等情報の授受を行うことが想定されるため、実質的にその利用形態は、特定個人情報と類似したものになると思われる。

番号法で特定個人情報の収集や管理、集積が原則禁止されていることを考えると、医療等IDが医療機関等で広く使われることとなれば、属性情報の機微性がより高い医療等情報の保護策は、必然的に番号法における対策と同等以上にすることが不可欠である。そのため、医療等IDを付した個人情報を医療等の分野外で利用した場合には、少なくとも番号法と同様に直罰に処するのが適切ではないかと結論される。

5. 生涯健康管理システムの実現

本章では、以上の議論を踏まえ、生涯にわたる健康管理システム実現への道筋を展望する。昨今、社会の情報通信技術の発達に伴い、医療等分野においても情報連携に際したさまざまな試みが行われてきた。具体的事例としては平成20年度から22年度にかけて「健康情報活用基盤実証事業」⁷⁾、平成23年度から24

年度にかけては前事業の成果活用として「健康情報活用基盤構築事業」⁸⁾等が実施された。構築事業では、共通診察券を利用した情報連携や医療介護連携、処方情報の電子化・医薬連携事業等、フィールドごとに検証が行われた。各事業を通して情報を連携することの効果は明らかになっているが、医療機関間で統一のIDを持たせずに情報の連携を行う場合には個々のIDを紐付ける必要があるため、多大な人手を要した。しかしながら、統一のIDを用いた場合には問題なく運用を行うことが可能であったことから共通IDに対する有用性は確認されたが、IDの付番の方法論等に関しては明らかにされていない。

今後、医療等ID導入の検討が進められることにより医療等分野においても、これまで実現が困難であった分野内に散在する本人情報を確実に紐付けることが可能となる。その際の医療等IDの留意点としては、社会の受容性を鑑みると、原則としてIDを利用した連携は本人の意思の下で行われ、かつ、医療等IDは情報を一元的に管理するためのIDではなく、本人情報の紐付けを行うものと位置付けることが重要である。同時に、医療等IDの付番に際しては、漏れや重複がなく悉皆性を満たすことが基本要件となる。現在、社会保障分野で使われている個人番号には健康保険証の記号番号や基礎年金番号等があるが、未成年者を含む悉皆性を満たすものは健康保険に限られる。しかしながら、健康保険では転職や転居など保険者を移動する際の保険証の切り替え時に、一時的な重複保持や無資格の状態が発生するため、健康保険証の記号番号に依拠して医療等IDを付番すると漏れや重複を生じる危険性を惹起する可能性がある。一方で、この度の共通番号の導入により医療等分野においても上記の要件を満たす基本台帳を整備する具体的な手掛かりができたと言える。なぜならば、共通番号利用機関である健康保険者は共通番号を保有することになるため、保険者において共通番号と健康保険証の記号番号を紐付けた台帳が整備されると予測できるからである。もちろん前述の2-1で述べたように、医療等分野での共通番号の利用は社会保障の給付の範囲に限られているため、医療等IDの付番に共通番号を直接利用することは現行の法制度の下では想定できない。しかしながら、無資格および複数の健康保険証

を有している場合にも本人の共通番号を参照することで、異なるあるいは新たな記号番号を同一人に確実に紐付けすることが可能になることから、結果として医療等ID付番に用いる台帳の整備に繋がると言える。

加えて、情報連携実現への要素技術としては、個人番号カードとマイ・ポータルの利用が有効と考えられる。前述の2-4章で概説したように、マイ・ポータルでは、自己情報の確認機能や将来的には個人向けの情報をプッシュ型で提供して参照する等の機能の実現が見込まれている。保険者にて同一人の記号番号の紐付がなされること、および、個人番号カードとマイ・ポータルを利用することにより、マイ・ポータル経由で医療・健診機関等に所在する個人の情報へアクセスする方法の実現が近づくと期待される。

以上のことから、生涯に渡る個人健康管理システムを実現するための要素技術と環境が整ってくるといえる。このような状況を踏まえて、医療等分野における安全な情報連携を実現させるためには、現在の個人情報保護法制定以降、随時議論が繰り返されてきた医療分野に特化した個人情報保護についての検討再開が強く望まれる。具体的には、共通番号が付される給付に関する情報と、医療等IDを付して紐付を行う身体情報（1次利用）および疫学等の公衆衛生に関する匿名化された医療等情報（2次利用）の保護について、ケースごとに技術面・組織面・制度面の対策を明らかにし、必要な法整備に着手することである。

おわりに

社会保障・税番号法の施行という新たな社会基盤の整備が動き出した。これを踏まえ、医療等分野の

情報連携を推進すべく、医療等IDの検討も早急に再開すべきと考える。共通番号という、平成28年1月運用開始に向けて整備される新たなインフラを活用して、医療等分野においても分野内IDを整備することで生涯にわたる個人健康情報管理システムの実現へ必ずや前進することを期待する。

謝 辞

本研究は電子行政システムケア工学（NTTデータ）寄附研究部門の支援を受けている。

文 献

- 1) 喜多敏一, 鈴木裕之, 平良奈緒子, 谷内田益義, 本間祐次, 小尾高史, 山口雅浩, 山本寛繁, 大山永昭. 電子私書箱構想による個人健康情報参照システムの実現. 第12回日本医療情報学会春季学術大会シンポジウム予稿集2008.
- 2) “新たな情報通信技術戦略”(首相官邸) PDF. <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>
- 3) “行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)”(内閣官房) HP. <http://www.cas.go.jp/jp/houan/index.html>
- 4) “個人情報保護法令”消費者庁, <http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html>
- 5) “社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会資料”厚生労働省 HP, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ai9a.html>
- 6) “医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン”厚生労働省 HP, <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/scisaku/kojin/1>
- 7) “浦添地域健康情報活用基盤構築実証事業プロジェクト平成22年度事業成果報告書Accenture HP, http://www.soumu.go.jp/main_content/000225158.pdf
- 8) “総務省健康情報活用基盤構築事業平成23年～24年度成果報告書”総務省 HP, http://www.soumu.go.jp/main_content/000225158.pdf

要旨

日本がん検診・診断学会誌21(2):000-000、2013

平成25年5月、これまで政府において検討が進められてきた社会保障・税一体改革の番号法が成立した。本論文でははじめに、改革の主体として新たな導入が決定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」について解説する。次に医療等分野における個人番号導入の目的と利用形態等を整理し、住民票コードや基礎年金番号等の他の個人番号との違いを明らかにする。そして最後に、生涯にわたる健康管理システムの実現への道筋を展望する。

キーワード：共通番号、医療等ID、個人健康管理

